

平成 29 年 7 月 24 日

全国間税会総連合会 御中

国 税 庁
消費税軽減税率制度対応室

消費税の軽減税率制度の実施に向けた取組について（情報）

日頃から税務行政について御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 31 年 10 月から「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

事業者の方々が軽減税率制度の内容を十分に理解し、軽減税率制度の実施に向けて円滑に準備を進めていただくため、次の取組を実施しますので、会員の皆様への周知をお願いいたします。

1 軽減コールセンターを次のとおり開設いたします。

軽減税率制度に関して御質問がある方は、こちらに問合せください。

受 付 開 始	平成 29 年 7 月 26 日
受 付 時 間	9 : 00 ~ 17 : 00（土日祝除く）
電 話 番 号	0 5 7 0 - 0 3 0 - 4 5 6

2 パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度」（別添）を作成しました。

事業者の方々に知っておいていただきたい軽減税率制度のポイントを分かりやすく紹介したパンフレットですので、是非、御一読ください。

パンフレットは、平成 29 年 7 月 26 日以降、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」に掲載していますので、そちらを御参照ください。また、税務署窓口にも備え付けております。

なお、このパンフレットは、これまでに消費税の申告をされた方々のうち、主に飲食料品を扱う事業者の方々を対象として、平成 29 年 7 月末から、順次、送付することとしています。